

質問		回答
<b>I 週の考え方について</b>		
1	1週間は何曜日から何曜日までか。	日曜日から土曜日までを1週間として接種回数を計上してください。
<b>II 対象となる接種について</b>		
1	予診のみを行い、実際に接種しなかった場合も対象となるか。	予診のみの場合は対象とはなりません。
2	集団接種会場での接種は対象となるか。	集団接種会場での接種は対象とはなりません。個別接種のみが対象となります。
3	高齢者施設等での接種は対象となるか。	個別接種であれば対象となります。なお、医療従事者や入院患者等も対象となり、接種対象者の属性は問いません。
4	医療機関ではない施設（公民館など）を借り上げて接種を行った場合は対象となるか。	個別接種であれば対象となります。
5	職域接種での接種も対象となるか。	中小企業、大学等（大学、短期大学、高等専門学校、専門学校）が実施する職域接種において、被接種者が病院または診療所に向いて接種を受ける場合のみ対象となります。企業内診療所が実施する場合や医療機関が企業等に出張して実施する場合は対象とはなりません。
<b>III 診療所向け協力金について</b>		
1	第1期に3週、第2期に1週の合計4週間を達成した場合は対象となるか。	対象とはなりません。第1期から3期のそれぞれの期間内で4週間以上を達成する必要があります。
2	「それぞれの期間内に4週間以上」は連続して4週間以上でなければならないか。	連続している必要はありません。各期間内に要件を満たす接種を実施した週が4週間以上あれば対象となります。
3	週100回以上、週150回以上の要件を満たした場合、その週の1回目からの接種が対象となるか。	1回目からの接種が対象となります。週100回の接種を4週間行った場合、協力金の額は80万円となります（100回×4週間×2,000円）。
<b>IV 病院における「特別な接種体制」について</b>		
1	「特別な接種体制を確保した場合」とはどのような体制か。	通常診療とは別に、接種のための特別な人員体制を確保した場合が対象となります。新たな人員を雇用した場合に限らず、他部署から接種専門の人員として従事させた場合も含まれます。なお、個別接種業務により生じた通常業務の穴埋めについては対象外です。
2	「看護師等」にはどのような職種が含まれるか。	「看護師等」とは特別な接種体制のもとで接種業務に従事した看護師、薬剤師や事務職員等が該当します。
3	従事時間には、接種のための準備や後始末の時間も対象となるか。	ワクチン接種に従事、専念している時間が対象となるため、準備や後始末の実働時間は対象となります。ただし、休憩時間は対象外です。
4	特別な接種体制を確保した場合の加算は、1日50回以上の接種を達成しなかった日も加算の対象となるか。	対象とはなりません。50回以上の接種を達成した日のみが加算の対象となります。